

松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、地球温暖化対策における二酸化炭素排出量の削減及び省エネルギーの推進を図るため、再生可能エネルギー機器等の導入を促進することを目的として交付する。

(対象設備)

第3条 本補助金の交付の対象となる設備等（以下「対象設備」という。）は、次に掲げるもので、市内に存する建物等に適切に設置し、かつ、別表の左欄に掲げる対象設備の区分に応じ同表の中欄に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) ペレットストーブ
- (3) 薪ストーブ
- (4) 太陽熱利用設備（ソーラーシステム）
- (5) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (6) 蓄電池設備

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に自らが所有する住宅等（店舗、事務所棟との併用住宅を含む。以下「住宅」という。）又はこれに附属する車庫、物置等（以下「附属建物」という。）を有する個人であって、その住宅又は附属建物に対象設備を新たに設置する者、又は対象設備が設置された建物（以下「対象設備付き住宅」という。）を購入する者。なお、当該建物の存する敷地内であれば、設置箇所は建物上に限らない。
- (2) 市内に事業所を置く法人その他の団体及び個人（以下「事業主」という。）であって、自ら所有し、その事業の用に供する店舗、事務所、倉庫、工場その他の建物又は土地に対象設備を新たに設置するもの。
- (3) 本補助金の交付申請の時に市外に事業所を置く事業主であって、本補助金に係る実績報告の時に同項第2号に該当することとなるもの。

- (4) リース又はこれに類する契約形態（以下「リース等」という。）により補助対象設備の貸付を行う法人その他の団体及び個人（前条第 5 号及び第 6 号に掲げるものに限る。以下「リース事業者」という。）

（手続代行者）

第 5 条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条第 1 項に規定する交付申請、規則第 10 条第 1 項に規定する変更交付申請、同条第 3 項に規定する変更・中止又は廃止の承認申請、規則第 11 条に規定する着手及び完了の届出、規則第 12 条に規定する実績報告及び規則第 14 条第 2 項に規定する交付請求について、対象設備を販売する者等（以下この条において「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者となり得る者が複数いるときは、そのうちの 1 人を手続代行者とするものとする。
- 3 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ、補助対象者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。
- 4 市は、手続代行者が第 1 項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（補助金の率及び額等）

第 6 条 本補助金は、別表の左欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める率及び額を、予算の範囲内で交付する。ただし、同欄に定める額を限度額とする。

（交付申請の時期等）

第 7 条 本補助金に係る規則第 4 条の交付申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める時期に行わなければならない。

- (1) 対象設備を補助対象者自らが設置工事する場合 工事着手前
 - (2) 次のいずれかに該当する場合 当該設置工事等の契約締結後
 - ア 設置工事を契約により第三者に行わせる場合
 - イ 対象設備付き住宅を購入する場合
 - (3) 対象設備のうち、第 3 条第 5 号及び第 6 号の設備をリース等により設置する場合 リース等の契約締結前
- 2 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、当該申請を行う者がリース事業者である場合は、同項第 1 号、7 号及び 8 号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 契約書その他の当該契約締結を証する書類の写し（前項第2号に掲げる場合に限る。）
 - (2) 費用の内訳が分かる書類（前項第1号及び第2号に掲げる場合に限る。）
 - (3) 対象設備の形状、規格等を説明する資料（太陽光発電システムについては、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していることが確認できるものを、ペレットストーブ及び薪ストーブについては、最大熱出力が確認できるものを、太陽熱利用設備（ソーラーシステム）については、集熱面積が確認できるものを、家庭用燃料電池システム（エネファーム）については、発電出力及び燃料の種類が確認できるものを、蓄電池設備については、蓄電容量が確認できるものを含む。）
 - (4) 対象設備の設置前の写真（対象設備付き住宅の場合は、対象設備の設置状態を示す写真）
 - (5) 対象設備の設置場所の位置図
 - (6) 市税を滞納していない証明書（リース等により設置する場合は、リース事業者及び設備使用者分）。ただし、市内に住所や事業所がない場合、もしくは申請時点において松江市税を賦課されていない場合は不要。
 - (7) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きのもの）の写し（リース等により設置する場合は、リース事業者の登記簿、定款又はこれに類する規約等の写し及び設備使用者の本人確認書類の写し）。
 - (8) 建築確認済証の写し又は建築工事届の写し（新築住宅及び事務所等に設置する場合に限る。）
 - (9) 登記事項証明書の写し（既築住宅及び事務所等に設置する場合に限る。）
 - (10) 既設の太陽光発電システムに接続するために新設する蓄電池設備について補助金の交付申請を行う場合にあっては、当該既設の太陽光発電システムの出力合計値を確認できるもの（第3条第6号の設備を単独で設置する場合に限る。）
- 3 補助金の交付申請を行うものは、市税照会に関する同意書を提出することで、前項第6号の添付書類の提出に代えることができる。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、対象設備の設置を完了した日から起算して60日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、当該申請を行う者がリース事業者である場合は、第1号及び第2号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 対象設備の設置費若しくは購入費又は対象設備付き住宅の購入費に係る領収書等の写し

- (2) 領収金額の内訳がわかる書類
- (3) 対象設備の設置状態を示す写真
- (4) 太陽光電池モジュールの出力対比表（設置する太陽電池モジュールのメーカー、型式、枚数、公称最大出力、製造番号及び補助事業者名等を記載したもの。）
- (5) 対象設備のうち第3条第1号及び第6号の設備にあつては、電力会社との電力受給契約書の写し
- (6) 交付申請後に住所を異動したことが確認できる書類（住民票、マイナンバーカード、運転免許証等。ただし、交付申請日後に住所を異動した場合に限る。）
- (7) リース料等から補助金相当額が減額されていることを証明する書類（リース等により設置する場合に限る。）
- (8) リース契約書等（リース等により設置する場合に限る。）

3 補助金の実績報告を行うものは、住所地照会に関する同意書を提出することで、前項第6号の添付書類の提出に代えることができる。

（まつエコくらぶの入会）

第9条 住宅に太陽光発電システム又は蓄電池設備を設置若しくは当該設備が設置された住宅を購入することにより本補助金の交付を受けた者は、まつエコくらぶ（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省、農林水産省）に基づき、二酸化炭素排出削減事業を行う任意団体をいう。）に入会しなければならない。

（設置後の報告）

第10条 太陽熱利用設備（ソーラーシステム）を設置することにより本補助金の交付を受けた者は、当該設備設置後2年間、当該設備による燃料使用量等のデータを、定期報告書により毎年1回市長に報告しなければならない。

（取得財産の管理）

第11条 対象設備を設置した者は、当該補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

（処分の制限等）

第12条 対象設備を設置した者は、当該補助事業により取得した財産等について、市長の承認を受けた場合を除き、法定耐用年数の期間内において、補助金交付の目的に反して処分してはならない。

2 前項の規定により市長の承認を受けて対象設備を処分した者については、前3条の規定は

適用しない。

(終期)

第 13 条 この要綱の終期は、令和 8 年 3 月 31 日とする。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

対象設備	対象設備の要件	補助金の算定及び限度額
第3条第1号関係 太陽光発電システム	1. 住宅用にあつては、住宅又はその敷地内に設置するものであること。 2. 住宅用にあつては、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、次の数値のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。 ア 太陽電池の最大出力（設置する太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本産業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満切捨て。以下同じ。）） イ パワーコンディショナの定格出力（設置する太陽光発電システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値） 3. 事業所用にあつては、低圧配電線又は高圧配電線で連系される太陽光発電システムであること。 4. 事業所用にあつては、電力会社と電力受給契約が結ばれていること。 5. 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は当該認証と同等以上の性能及び品質が確認されていること。 6. 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。	1. 住宅用にあつては、システムを構成する太陽電池の最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満切捨て。以下同じ。）に、25,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）。ただし、10万円を限度とする。 2. 事業所用にあつては、システムを構成する太陽電池の最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満切捨て。以下同じ。）に、12,500円を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）。ただし、5万円を限度とする。
第3条第2号関係 ペレットストーブ	1. ペレット（製材工場、チップ工場等から産出される端材、樹皮等を活用し、粉碎したものを円筒形等に固めたものをいう。）を燃料として使用するストーブであること。 2. 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。	ペレットストーブの設置に要する経費の4分の1の額（1,000円未満の端数切捨て）。ただし、30万円を限度とする。
第3条第3号関係 薪ストーブ	1. 薪を燃料として使用するストーブであること。 2. 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。	薪ストーブの設置に要する経費の4分の1の額（1,000円未満の端数切捨て）。ただし、30万円を限度とする。
第3条第4号関係 太陽熱利用設備（ソーラーシステム）	1. ソーラーシステム（貯湯部分が集熱器と分離されているもの）に限る。 2. 太陽熱を給湯、冷暖房等に利用する設備であること。 3. 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。	太陽熱利用設備の設置に要する経費の3分の1の額（1,000円未満の端数切捨て）。ただし、20万円を限度とする。
第3条第5号関係 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	1. 一般社団法人燃料電池普及促進協会が事前に指定する機器であること。 2. 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。	家庭用燃料電池システムの設置に要する経費の10分の1の額（1,000円未満の端数切捨て）。ただし、14万円を限度とする。

第3条第6号関係 蓄電池設備	1. 太陽光発電システムに接続し、蓄電する設備であること。 2. 蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。 3. 未使用品であること(中古品は対象外とする。)。	蓄電池設備の設置に要する経費(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、5万円を限度とする。
-------------------	---	---